

平成27年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年3月11日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	散会	平成27年3月11日	午後1時52分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
	2	古田 英一	○			
	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5					
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	村松 正敏		河瀬 洋美			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一	教育委員長	石橋 勉		
	監査委員	飯尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治	会計管理者	芳賀 均		
	総務課長	早坂 政志	町民課長	（芳賀 均）		
	産業振興課長	副島 俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹野 景広	国保健康診療所事務長	（丹野 景広）		
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一	教委次長	有田 勝彦		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第 9 号	第 4 期陸別町障がい福祉計画について
3	議案第 1 0 号	第 6 期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
4	議案第 1 1 号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
5	議案第 1 2 号	陸別町行政手続条例の一部を改正する条例
6	議案第 1 3 号	陸別町就学指導委員会条例の一部を改正する条例
7	議案第 1 4 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
8	議案第 1 5 号	陸別町職員定数条例の一部を改正する条例
9	議案第 1 6 号	教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例
10	議案第 1 7 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
11	議案第 1 8 号	陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
12	議案第 1 9 号	陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、6番村松議員、7番河瀬議員を指名します。

---

◎日程第2 議案第9号第4期陸別町障がい福祉計画について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 議案第9号第4期陸別町障がい福祉計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第9号第4期陸別町障がい福祉計画についてでございますが、第4期陸別町障がい福祉計画を定めるため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

ちょっとお待ちください。

説明に当たっては、計画策定2件について、現状の報告などは簡略に、今後の方針、取り組み等について重点的に説明を願います。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第9号につきまして説明をさせていただきます。

議案のほうに、第4期陸別町障がい福祉計画を別紙のとおり定めるということになっておりますので、別紙計画書のほうをお開きいただきまして、そちらのほうで概略を説明させていただきます。

また、本計画の策定に当たりましては、町長の諮問機関である陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会に諮問をして、本年2月23日に内容が承認されまして、委員長より町長に答申をいただいているものであります。各項の細かな説明は省きまして、概要の説明をいたします。

第1章は、基本的事項として、1ページに策定の趣旨、目的、計画の位置づけと法的根

扱、3ページにかけまして計画の期間と見直しの時期、計画の作成及び推進体制についての記載であります。この中では、法改正による障害者の範囲に難病を追加した、それから長期入院の精神障害者の地域生活への移行の促進ということについて記載をしているところでございます。

4ページになります。

4ページの第2章では、障がい者の現状として町の人口の推移、5ページに障害手帳所持者数の推移、6ページで施設入所者数等の現状を記載しています。

ここで読み取れるのが、人口減少の進みによって、手帳所持者数自体はそれほどの変動はないのですけれども、人口に占める割合が少しずつ上昇している実態が見えるというところでもあります。

7ページになります。

7ページからの第3章では、今後の障がい福祉サービスの見込みとして、相談支援、居住支援、就労促進といった地域生活支援についての目標と課題について記載しています。

7ページの相談支援体制では、障がい者相談員や相談支援事業所との連携強化、3町の障がい者支援ネットワーク会議、そのほかの管内の関係機関との連携を十分強めていくということを記載しております。

8ページの居住支援では、出身自治体の受け入れ体制が不十分であると。

この事業は、出身地主義ですので、出身地の自治体の受け入れ体制が必要なのですが、これは陸別町もそうではありますが、どこも不十分である実態を記載しておりまして、グループホームの基盤整備の必要性ですとか、あるいは支援体制の整備充実を図るための検討をするという記載となっております。

9ページです。

9ページでは、障がい者の就労促進、これは厳しい現実にありますということと、それに対応する取り組みについては、やはり関係機関との連携協議の中からは生まれてこないということを記載しているものでございます。

10ページから11ページにかけまして、入所施設から地域生活への移行、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用から一般就労への移行について、数値目標を含めて掲げてございます。

ここでは、入所者の地域生活移行目標を3年間で1名、一般就労へ1名移行させたいという目標を掲げているところでもあります。

12ページになります。

12ページからは、福祉サービスの見込み量と確保のための方策としまして、各サービスについての説明、それと、それぞれの見込み量を実績に基づいて計画値として記載しています。

それで、先ほどとかぶりますけれども、16ページの③、真ん中辺ですけれども、施設入所支援で、表の下段、施設入所支援の欄がありますが、人数の見込みで28年度から1

名減とする内容となっておりますが、これが地域生活等への移行目標となっております。

飛びまして、18ページでは、サービス確保のための方策について、課題を含めて記載しています。

19ページから21ページにかけまして、地域生活支援事業の実施に係る過去の実績を踏まえた今後3年間の見込み量と、その実施に向けた体制等について記載しています。内容としましては、現状の維持を図るという内容になっております。

22ページから、その他であります。

ここでは、一つには、障がいの早期発見、早期支援ということで、幼少期からの発達支援の重要性、それと、その支援体制、連携体制について記載をしております。さらに、地域の安心・安全の確保のための目標として、陸別町の地域防災計画との連携をしながら安心・安全を確保していくという内容。そして、最後に、施設サービス等の課題として、陸別町内におけるサービス利用者の高齢化、他市町村との連携の必要性、介護保険制度との連携のための国・道への働きかけ、さらには今後の施設整備の必要性の検討等、現行サービスの充実について記載をして計画を結んでいるものです。

以上で、内容についての説明を終わります。

議案に戻りまして、議案第9号第4期陸別町障がい福祉計画についてでございます。

陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第4号の規定に基づき、第4期陸別町障がい福祉計画を別紙のとおり定めるというものであります。

以上であります。

以後、御質問によりお答えしていきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、障がい者の福祉計画ということで今説明を受けたわけなのですが、相談支援体制の相談支援専門員についてお尋ねをいたします。

なかなか、これもなり手の充実がなくて、各施設1名程度ということで、年間大体相当の人数の相談を受けているわけなのですが、しかしながら、その施設で職員数が満足にいないという現状から、専門員の資格を取るに至っていないという現状が施設等で見られます。

そこで、町として、専門員の育成とあるのですが、各事業者等々でどういう形で進めていこうと思っているのか、また、仮に要支援1、2の方で働く場所を求めている、それに見合った賃金ですとか、働く場所がないということで、なかなか就労の場につけるところもない現状です。

そこら辺で、専門員の指導体制を今後どのように育てていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員御指摘のとおり、障がい者の相談員につきましては、なかなか育っていかないという実態があります。

十勝には、道の事業として十勝障がい者総合相談支援センターというところがございます。そちらのほうにスタッフがおりまして、私どもも困った事例があった場合とかは相談をさせていただいて、アドバイスをいただいているところです。当町の自立支援協議会という会議がございますが、そちらのほうの委員にもなっていておりまして、そちらでいろいろと情報交換をしながら、相談の対応等についてそれぞれ勉強しているというところでもあります。

就労につきましては、障がいのある方のみならず、一般の方の就労も今はなかなかままならないという状況もあります。障がいの程度の支援区分の軽い方々につきましては、できるだけ地域に出ていただくという大きな目標があるので、就労のほうにできれば行っていただきたいという現実があります。ただ、各企業等とも相談はするのですが、なかなか採用に至らないというところがありますので、こちらにつきましては、本別、足寄にも就労支援事業所はありますので、そちらのほうに一応情報をいただきながら、こんな方がいるのだけれどもということと相談はさせていただいているところで、今後については、この体制の強化を強めていきたいという計画になっているものであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、現状を伺いました。

そこで、当町の相談支援の充実を図って、いろいろな障がい者の方の相談を受けるわけなのですが、やはり帯広近郊、そういうところにどうしても障がいの方が流れてしまうと。陸別に相談に来てあれするときには、必ず重度の方が多いという現状でございます。

そこで、私個人なのですが、今年度4月1日より、障がい者の2級の方を、就労についていただくという面で、仮に企業側が障がい者をそういうふうに分業の従業員にするという、そういうときの国の補助ですとか、そういうことも一応きちっと企業のほうに説明をして、こういう方、こういう障がいの程度の方を使っただけでないかとか、そういうことの説明も必要だと思っております。それが無いままに、ただ各施設で受け入れをして、重い方、重い方、重い方で来るのもいかなものかなと思うのが現状です。

そういうこともいろいろ考えて、町としていろいろな面でサポートしていただいて、陸別町にもきちっとした施設がありますので、そういうことをきちっとサポートしていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 企業側に対しての説明不足というのは、まさに国から各企業へ、もしくは道から企業へというPRというか、そういう制度のPRに、お

んぶにだっこというか、そちらのほうに少し任せっ切りだった部分は間違いありませんので、その辺は反省をして、今後は、企業に対しても、町のほうからこういう情報がありますよと、こういう制度がありますよということを説明していきながら、できるだけ支援ができるように体制を組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

2番古田議員。

○2番（古田英一君） 5ページの障がい者等の現状の中で、26年度158名、53名、10名とあるのですけれども、前ページの陸別町の人口の推移等も見まして、この手帳の所持者の男女別と、前ページに倣って、18歳未満とか65歳以上という区分の分けがありましたら、お知らせを願いたいなど。

そしてもう1点、その中で、障がい者の現状を見ると、（1）から（6）まで、「大体にして増加の傾向にある」とか、「把握できていないのが現状」、「追加が予定されています」、「正確な人数を把握できていないのが実態です」という文言が並んでいるのですけれども、3年間進める上で、今の現状をしっかりと把握するというのも必要かと思われるのですけれども、今後どのようにそれを実効的に進めるかをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 現在、先ほどの人口の資料にあわせた障害者手帳の所持というものは持ち合わせてございませんけれども、もちろんデータを整理すれば、そのものは出るものであります。

それから、現状の把握、まさにそのとおりでありまして、数字がわかっているものしか書けていないという現状です。特に5番6番につきましては、最近新たに加わってきている部分と、難病については、一応項目が決まっております、こういう疾病だとかいうのはあるのですが、高次脳機能障害というのは、本当に高次脳機能障害なのか、何なのかという部分の判定すら難しい病気でありまして、そちらについて、正確な人数は把握できていないのが実態ですというふうにししか書けていないのが現状であります。

ただ、これは保健指導関係のほうのデータも含めて、今後新しいシステムが出てくるといふことがありますので、把握に努めまして、こちらの支援のほうも充実させていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 後ろのほうの22から23ページにかけて、総括的な意味合いで書かれている部分があると思えます。

陸別には、障がい者施設ということで、もう30年以上前からこういうふうな障がい者を受け入れるということで、陸別の雇用の場にも非常に役立っているのかなというふうにも思っております。現実には、障がい者施設に入っている方というのは111名、そして、ほ

とんど他町村の人が、99名ですか、そういうような状況であると。ただ、ここでも書かれているように、65歳以上の高齢者が3割にもなってきたというのが現状ではないかなというふうに思っております。

ここで読み取れることというのは、軽度の人たちを自立させていこうというのは国の制度でどんどん進んできていると。そういう中で、陸別町も自立支援ということで製材工場等々を利用して、そこに自立できる場ということをつくってきたのかなというふうに思っております。いかんせん、陸別にはそういう軽度の障がい者の働く場所がないというのが現実ではないかなというふうに思います。

この中でも書かれているように、他町村との協議、連携ということになっていけば、そういう軽度の自立できる人はそういうところで受け入れなさいというのが現状ではないかなというふうに思えるのです。それから、中札内にそういう障がい者の学校があります。そこから卒業される方が、今までだと結構陸別へも来ていただいたというのが現状ではないかなというふうに思います。

ただ、各都市部にしても、市町村にしても、障がい者を確保しなさいというようなことで、自立支援の中で、そちらにお勤めになる。そうすると、陸別に来る方というのは本当に重度の方が主になっていくと。そういうことになっていくと、例えば今111人受け入れている施設が、結果的には減少傾向になっていくのではないかなというように読めるのかなと思うので、その辺についての今後の、障がい者施設との対応についてはどのように進めていくのか、それらのことについてもお伺いしていきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まさに、今、陸別に入所されている方々の多くがこれから高齢者になっていくだろうということでございます。

今、地域に帰そうという考え方で国が動いているのは、先ほども申しましたけれども、出身地に帰るということになります。ですので、軽度の方が帰るところは、自分の生まれた町に帰っていくよということになるということでもありますので、単に、よその町から陸別に帰ってくる方ももちろん出てくるかと思っております。その受け入れ体制が不十分であることも、これはもう間違いない。グループホームの整備等が必要になってくるということがまず間違いないかなというふうに考えております。

先ほど、施設の今後の動きということで、入所者数だとか、その辺の人数のものがどうなっていくのか、施設との協議はどうなっているかということだと思っておりますが、施設と話をする中では、この何年で急激に入所者が減っていくということは考えてはいないということで、ただ一時的に、この制度が話題になったときに、自分の町で子供たちを、入所している人たちを見ようではないかということで、帰そうとした動きは若干ありましたが、今はとまっております。ですので、今後については、私どもが考えなければならないのは、今入っている方々の高齢化による介護保険との連携施策です。これがなかなか、法律の壁でうまくできていかない。このままいくと、入所者たちが非常に困ってしまう。も



もちろん施設も今困っている状況にあるということは、私どもも聞いているところで、何らかの手を打たなければならないという、その段階であります。

ちょっと質問の答えになっているかどうかわかりませんが、以上であります。

○議長（宮川 寛君） 6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 最後のほうでも出ていたのですけれども、障がい者の方を持つ家庭では、例えばこういう施設に入っている方を帰せと言っても、なかなか家のほうで引き取れるというような状況、環境でないということが、そのとおりだと思うのです。ですから、そうすると、どうしても施設へ入っている方はそう。それで、まだ入っていない人はどうするのかといったら、先ほど言ったように、自分の出身地でそういう受け入れ体制、自治体でもつくっておりますので、そういうふうになっていくと。そうすると、どうしても、陸別にこういう施設があることによって、雇用の場につながっているという部分で、今度、そういう方を受け入れる状況がなかなか難しくなっていくというのは事実だと思うのです。

今現実に入っている方の65歳以上の人が3割になっていて、今後ますますそういう状況が出てくると。その人たちに対しての、次長が言ったように、受け入れというのは介護にかかわる人が非常に多いわけだから、それによっての影響というのは出てくるし、住所地特例、それはあるわけですがけれども、それはわかるのです。そうすると、どうしても、本当に、この施設運営に対しても、現実には人数が減少傾向になっていくのではないかというのが読み取れるような感じがしますので、その辺の対応をしていかなかったら、結果的にやっぱり、陸別に福祉施設があったとしても、その福祉施設が非常に困難性を抱えていくというようなことにつながっていかないのかなという不安がある。今言ったように、すぐにはないと言っても、将来的なものを考えた場合にどうなのかと。その辺について、もう一度お伺いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今の、今後の入所者の高齢化の問題、現実には、町内では80歳を超えている方もいらっしゃいます。今入っている障がい者の方は、住所地特例で入ってきているのです。

これを例えば介護に回すとき、1回在宅にして、そして介護保険適用になると、今度その介護関係は全部陸別町の負担になるのです。だから、その分が上がってくるということなのです。問題は、運営している施設側も、今考えているのは高齢者対策をどうするかという部分で、重度の方もいらっしゃいますし、そういった方に対する施設を今後考えていこうというふうに法人では考えています。

したがって、そこら辺については町とも事前に相談したりして、その課題については、法人が取り組む場合については、町も全面的に協力して、そういう施設を整備していこうと、そういったことを今、話を進めている段階にあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 最後のページ、23 ページに、町内での就労先も非常に少なくとか、いろいろあるのですけれども、現状、先ほど高齢化ということで、製材工場を一つ例にとっても、だんだん高齢化になって、働きたくても働けない人たちというか、昔はちゃんと働いていた人が、今、製材工場へ行っても、年というか、危ない仕事ができなくて、まき積みをしていたりだとか、そういう現状もあるのです。そういう人たちがこれからますますふえて、製材工場を一つとっても縮小しなければいけないとか、そういう裏の部分もあります。

ぜひ、いろいろな、そういう人たちも雇ってくれる軽作業というか、町もこれからそういう、もしかしたら草むしりだとか、そういう人たちを雇えるようなものに変換していかないと、そういう場所があっても働けないというか、そういう人たちがどんどんこれからふえていくと思います。

グループホームの若い人たちは、山稼ぎというか、山の仕事に行ける人たちもいるグループもあります。いなくて、上利別に行ったりとか、いろいろなところに行ける、そういう人たちもいます。でも、現状は、これからの、製材工場一つとっても、働き手がだんだんそこに、高齢化になっていって、軽度の作業とか、そういう問題も同時進行で、就労先がないとかというのと一緒に、今急速に走っていくと思うのですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今のお話です。例にとられた製材工場のございですが、まさにだんだん、今働いている方が働けなくなっている実態というのは間違いなくあります。そこに、働ける人たちがそれほどふえていないという実態もあるかと思っています。

今、議員おっしゃいました軽作業などの雇える場をということで、検討ということですが、これはまさに今後検討させていただきたいという状態であるというところで、私のほうではこの辺で終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 現状、町に関して言えば、墓地の清掃関係、それは北勝光生会のほうに委託してやっております。それから、加工センターの清掃でも、みどりの園のほうから来ていただいて、仕事をしていただいていると。

そういったことで、今後、今、議員から提案のあった草とりですとか、そういう、長期ではなくても、少ない日数の中でできるような作業というものがあれば、全庁的に町としてもお願いをしていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1番（本田 学君） 施設がよくなっても、そういう働き場所とか、そういう環境が全部整わないと、ここにやってきてくれないとか、今、介護保険の話とかいろいろ出てくるのですけれども、そういうふうに全部、外回りというか、やっていかないと、その小さいところだけでやっていると、減っていきますとか高齢化ですとかとなっていくので、今みたいいろいろな、軽作業とかそういうことで、何でもかんでも町ということではないのですけれども、ぐるっとやっていかないと福祉にはつながらないと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号第4期陸別町障がい福祉計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第10号第6期陸別町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第10号第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第10号第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてでございますが、第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定めるため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第10号について説明をいたします。

本件も、議案のほうに書いてあるとおり、別紙のとおり定めるということで、別紙のほ

うで説明をさせていただきます。

本計画についても、先ほどの第9号と同様に、町長の諮問機関である陸別町保健・医療・福祉サービス検討委員会に諮問して、本年2月23日に内容を承認され、委員長より町長に答申をいただいているものであります。

また、本計画の策定に資するために、日常生活圏域ニーズ調査なる調査を行っております。それも踏まえた内容となっております。

内容につきましては、概要と重点事項についての説明とさせていただきます。

1 ページからの第1章では、計画の基本的な事項として、計画の背景、位置づけ、計画期間、取り組みと体制となっております。

ここで核となるところは、1、計画の背景に記載のとおりですが、第5期計画に盛り込んで取り組んできた医療、介護、予防、住まい、生活支援の連携からなる地域包括ケア、これを団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、さらに充実させていくべく認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策、生活支援サービスなど、必要な取り組みをより一層充実させていく計画としているというところです。

2 ページからの第2章では、計画の基本理念、基本目標、今後3年間の取り組みを記載しています。

この中の基本目標で、枠で囲っているところですが、「医療、介護、福祉が連携し、住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくり」、「日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできる地域づくり」、「介護の重症化を予防し、介護予防と健康づくり、自立支援の推進」、「高齢者の尊厳や権利擁護を大切にされた地域づくり」の四つの目標を掲げております。

2 ページの中段から、3、今後の3年間の取り組みというところで、基本目標の実現に向けた取り組みを大きく九つ掲げて、それぞれの現状と課題、そして目標を記載しているものです。全てこれは大事な取り組みですが、内容は省いていきます。ただ、これは介護保険料負担についても大きく影響するものとなります。

5 ページからの第3章では、高齢者等の現状と将来推計として、町の人口、高齢者人口の推計、高齢者の生活状況、病院受診の状況、また、6 ページにかけて、医療費の状況を記載しています。

6 ページ、中段の表になりますが、高齢者のいる世帯の状況では、65歳以上の高齢者のいる世帯数、世帯数自体は減少しているというのが見えますが、総世帯数も大きく減少しているため、高齢者の世帯の割合が高くなっています。今後もこの傾向が続くことを予想しているところです。

7 ページの3、要介護者等の現状と推計では、要介護認定者の約9割が後期高齢者であるということ、それから、被保険者数は減少傾向にあるのですが、8 ページのとおり、要介護認定者は増加が見込まれる推計となっております。このことは、保険料を御負担いただく被保険者そのものは減少していくものの、サービス利用対象となる要介護認定者が増加

することを示しております。第7期以降の保険料にも少なからず影響していくだろうということを予想しております。

9ページからの第4章では、介護保険サービス量の見込みと将来推計として、国の参酌すべき標準を参考にサービス量を見込んでいるものです。表にあるとおり、各種サービスの実績と見込みを記載していますが、見込み値については、国が示す全国統一の算出シートではじき出された見込みとなっております。9ページは介護予防サービス費の見込み料、10ページから11ページにかけて介護サービスの見込み量を記載しています。

11ページの4で、総給付費の見込みとして介護予防サービス給付費の推計、12ページに介護サービス給付費の推計を記載しています。

この中で、ちょっと戻っていただきますが、11ページ上段の(3)施設サービスの中で、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですが、平成25年度、26年度の実績が出ていますが、この流れの中ではそれほど大きな違いを感じませんが、実際のところは、ここには出てきておりませんが、第5期計画では利用見込み人数を22人と推計していたものであります。本計画では、その1.5倍の見込みとなっているところであります。

また、その費用面でも、12ページの下段、(3)のところ介護老人福祉施設のものがあります。27、28、29年度の3カ年の平均を出しますと9,522万円となるのですが、先ほど申しました第5期計画の見込みでは6,126万6,000円という見込みでありましたので、こちらもやはり1.5倍強の見込みになってございます。

それから、これからも述べますけれども、重症化の予防施策の実施のためと、平成27年度から特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上ということになることから、居宅サービスの利用増が見込まれるということで、介護サービスの中、10ページに戻っていただきまして、10ページの表の上段、訪問介護、それから中段にあります通所介護、さらに、その二つ下にある短期入所、こちらの利用増を主に見込んでございます。

13ページに参ります。

13ページの5、第1号保険料率の推計というところでは、今までの推計を踏まえまして、平成27年度からの3年間の保険料が、一番右下、4,900円になるという推計表になります。こちらにつきましては、表の中にもございますけれども、介護給付費準備基金、見込まれる約1,100万円全額を投入しての金額となります。

次、14ページに、第5章、具体的な取り組みでは、基本目標に定めた四つの取り組みについて記載しています。

まず、一つ目の医療、介護、福祉が連携し、住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくりとして、関係機関との連携の中、平成26年度から新規事業としております地域ケア会議というのがありますが、こちらを発展させていくということ、それで、既存の関係する会議、これは各種会議、どれもいろいろと職種が変わっていますが、いろいろな会議がございまして、こちらについても、地域ケア会議としての視点を含む会議の内容

にすべく会議の再編を図るというふうにしてございます。

また、地域包括支援センターの機能強化として、今後、道からの指定権限の移譲なども踏まえて、地域包括ケアの視点と自立支援の取り組みを充実させていくというような記載となっております。

また、当町のみならず全国的な問題ではありますが、介護人材の確保対策を推進していく必要があるということで、実はまだ具体的な方策がなかなか見つけられないということもあります。これらの会議を踏まえながら、具体的な方策を打っていくために、関係機関と協議を進めていくというような記載となっております。

15 ページでは、在宅医療・介護連携推進事業というのが介護保険の地域支援事業に位置づけられることから、町の診療所との連携はもちろんです、専門医を必要とする疾病など、町外の医療機関との連携した支援ができる体制整備を進めるということに記載してございます。

認知症施策の充実では、管内でも高齢化率の高い陸別町でございます。ここでは、認知症対策は重要課題であるよということ認識しているということ、それから、認知症サポーター養成の現状と今後の取り組み等について記載しているところであります。

下段になりますが、介護保険サービスの充実では、ニーズ調査の結果から、在宅、施設問わず、町内での介護を希望する方が多くいらっしゃる事が改めて把握されました。

在宅生活者については、今後も家族、地域の関係職と連携して自立した生活ができるように支援していくこと、また、施設サービスでは、特に最近では町外の施設に入所となっている要介護者がいらっしゃいますが、それらの方々の、どうして陸別を出ていかなければならなかったのか、陸別で生活するためのニーズですとか、単に高齢になって陸別町から転出された方々もいらっしゃいますが、その方々にも陸別で生活するためにはどんなことが必要だったのかというモニタリングをさせていただいて、分析をして、今後、陸別の住民にとってどんなサービスが必要なのかということの充実を図りたいということに記載してございます。

16 ページの地域支援事業の充実であります、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業という構成で当町が今実施している現行制度が変換期を迎えますので、ニーズ調査を踏まえて各種事業、体制整備などをしていくということでございます。

16 ページ下段、2 の日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできる地域づくりでは、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動やふれあい昼食会などの交流事業、NPOに委託している介護予防教室ですとか、特養や認知症グループホームで各種行事をやっていますが、その効果があるよということ、それから、ニーズ調査で多かった交流や助け合いを求める声などから、高齢者のニーズに合った交流のあり方、人との触れ合いや楽しみが持てる機会の提供を関係機関と協議をしていくこととあります。

17 ページ中段の3、介護の重症化を予防し、介護予防と健康づくり、自立支援の推進

では、何よりも健康が大事と。町民の介護保険料負担の増大を少しでも抑えるため、疾病や介護度の重症化予防を重要課題としているところであります。中でも特定健診の受診率アップと、受診者に対する保健指導の効果は非常に高いものがあります。本計画とは別の計画ではありますけれども、陸別町特定健診等実施計画になります。これに基づきまして、担当間の連携で健康づくりを進めていくこととしているところです。

また、現在、生きがいホーム通所事業を行っておりますが、これがより一層介護予防に資する内容となるよう事業内容を改善していこうという考えでございます。

18ページの4、高齢者の尊厳や権利擁護を大切にすまちなちづくりでは、平成25年度から実施しておりますけれども、市民後見人養成の関係、そのフォローアップ、あと、後見実施機関を立ち上げるための基盤整備もしくは協議など、人材育成を行っていくという内容となっております。

19ページの第6章、高齢者福祉に関することでは、現在、町の関係する各施設、事業の内容、役割を記載しているにとどまっております。

20ページからの第7章では、本計画策定の資料とすべく行ったニーズ調査の内容と結果を載せてございますので、ごらんいただければと思っております。

ただ、アンケートの中でちょっと気になるのが44ページにあります。Qの4、陸別町で暮らし続けるためにあなたが協力できることがあれば教えてくださいという、これは自由記載で、実は回答は余り期待していなかったところですが、これだけ多くの回答があります。それぞれ全ては小さな事柄でありますけれども、この思いを実現していく体制が構築できれば、提供を受ける方の満足はもちろんですけれども、提供する側の生きがいや意欲の向上からの健康維持、もしくは介護予防の効果として出てくるとおられるということから、こちらも十分反映させた事業展開にしていきたいという内容であります。

議案に戻ります。

議案の3ページ、議案第10号第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。

陸別町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第3号の規定に基づき、第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別紙のとおり定めるといふものであります。

以降、御質問によりお答えしていきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 膨大なページになるので、どこから質問したらいいかなと思いつつ、私も66歳ということで、介護保険の中に入って、10年たったら75歳ということで、こういう数字も出てきているところです。数字的には、本当にこのように動いていく

のかなというふうに見えております。3年間、3年間で介護保険料というのは決めていかなければならないので、国の制度等々いろいろ変わることによって、若干の相違が出てくるのかなというふうには思っております。

ハード的な部分で言えば、介護保険のサービス量の見込みという推計で、9ページですが、出ておりますけれども、陸別に全部のサービスを求めるということにはなかなか相ならないなというふうに見ております。サービス量の見込みのところを見ても、ゼロの部分も結構、半分以上あるのかなというふうに思いますし、今後の課題として見ている部分もこのとおりでないかなというふうに思います。

特老に関して見れば、施設もあるし、そこで入っていける環境をつくっていききたいということで見るとれるのですけれども、1.5倍の数字を見ていると。だがしかし、介護度3以上でなければ、国では入れることができないというような状況にもなってきているということです。そうすると、在宅支援というような形でどのように受けていくかということになれば、例えば陸別の在宅支援というのは、ほかの町村から見たら貧弱な部分が多々見えるのではないかなというふうに思うのです。

やっぱり、在宅支援というのは、では、住民の立場からして、そういうことが本来受けられるのかということと、例えば農家の方でしたら、家族労働でやっている方がいて、そのお年寄りを在宅で見るということがなかなかできないだとか、非常にそういうような状況が読み取れると。そういうことを踏まえて、どのようにしていくのかなというふうに思えるところです。

それから、そうすると、14ページに書いてあるように、地域包括支援センターの機能の強化ということになれば、それにかかわる人材が非常に大変だということが読み取れるわけなのです。ですから、これについてはやはり早い時期に、それらの計画、専門的な職員については取り組んでいかなければならない。

それから、介護人材確保の部分についても、なかなか介護職員がこういう地域に来てくれないと、そういうような状況になれば、それらの人たちを受け入れる体制を、地域に来てもらえるような状況をつくっていかねばならないというふうに、その辺のところの具体的なものが出てこなければいけないのかなと思いますので、余りいろいろ言い過ぎましたけれども、その辺の部分について、回答できる部分があればしていただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、大きく分けると三つになろうかなと思うのですが、いわゆる施設に入れない在宅の方々をどうしていこうかということでもあります。見込みも、載せたとおり、訪問介護と通所介護と短期入所の部分を、人数を多く見て、サービスの提供を多くしたいというのがあります。ただいかにせん、陸別町でサービス提供事業者がそれぞれ一つしかないということがありますので、どこまでできるのかという部分はありますが、できる限りのサービスを行っていききたいというふうに考えておりま



す。

二つ目として、地域包括支援センターの強化ということで、人材の関係でございますが、こちらは新年度当初予算になりますけれども、地域包括支援センターは、保健師、それから介護支援専門員、社会福祉士と、3職種で行うのが望ましいということになっております。現在は、実は保健師が全てをやらなければならない状態にいるということで、非常に体制も不十分というのがあります。27年度当初予算ではありますけれども、介護支援専門員の採用を、配置を検討しているところでありまして、体制についての強化はできるというふうに考えてございます。

人材育成の関係、人材の受け入れの関係ですけれども、受け入れるといっても、町外から来る場合の、まず住宅の事情という問題もあります。こちらは町全体で考えていかなければならない問題かなと思っていますので、そこについては置きますが、現在、ホームヘルパーの研修とかは行っておりませんので、今後については、それについても検討をしているところであります。

ただ、地域の皆さんが地域を支えるようなものがないかということで、25年度に立ち上がった「介護を支える会」というものがありまして、今、構成員が7名、それうちの地域包括の保健師2名が入って9名、プラス事務局で動いているものがございます。こちらは26年度に7回、各所、高齢者交流センター、しらかば苑、緑町の会館、トラリ会館等々、介護を支える会で、地域で余り出てきていない、余り出かけていないような高齢者の方々にお声かけをして、「ホットカフェ」という事業をやりました。これは新聞のほうに何回か取り上げられておりますので、そちらに出ていると思いますが、そちらの方々が活動をする中で、喜びの声を聞きながら、自分たちも、やったほうです、支える会のメンバーも、あつという間の1年だったねということで、また今後、どんどんこの事業を進めていきたいねという話になっておりまして、参加者もどんどんふえてきている状況であります。

介護を支える会の中で、新規事業としては、今、家に閉じこもっている方々とか、「ホットカフェ」はいいのだけれども、ちょっと人と会うのがなかなかという人たちのために、今度は訪問をして、何かお話し相手しましょうか、もしくは外出支援しましょうかというようなこともやっていきたいということで、そういうところから、草の根の活動から、人材をここからまた育てていけたらいいかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） そのとおりだと思います。やはり大事なのは、65歳以上が高齢者ということなのですけれども、それ以上の健康で過ごされている方もたくさんいると思うのです。17ページでも書いているように、要するに介護の重症化予防、介護予防と健康づくり、自立支援の推進ということですので、それぞれお年寄りでも自立していこうと

いう意識を高めていくことが大事だということであればなおのこと、そういうお年寄りを有効に、健康な人はボランティアだとかいろいろな部分で、このアンケートの中でもできそうな部分というのはたくさんあると思うのです。

そういう作業もやってあげなければならないし、例えば陸別の年金の受け取りで、これは700人ぐらいの人からとっているのです。その中で418人、大体五十四、五%の人が国民年金程度の生活をしている方が多い地域です。そうすると、ボランティアといっても、無料がいいのかどうかということもありますけれども、そういう人たちが、やはり健康で過ごすということで、他町村の中では、地域通貨みたいな形でやっているところがあるのです。要するに、ボランティアをやることによって地域通貨をもらって、それに対してまた何かでお返しするという、金額ではないのです。そういうようなことをやっている町村もありますし、高齢化の町でもいろいろ、そういう努力をしているところもあって、私たちが議会で行って、上勝町やなんかもそうだけれども、そういうお年寄りが元気なのは、やっぱり何か生きがいを持ったり、それが社会に貢献しているとか、そういうものがあることによってそういうことができるという意味合いがありますので、ぜひともそんなようなことを研究、検討していただければと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 村松議員の意見、貴重な意見だと思っております。意見として受けとめさせていただきますし、ボランティアをしている方、ほかの町ですけれども、ちょっとどこの町か失念しましたが、こういう活動をした人に対して、したことに対するポイント制度を設けまして、ポイントがたまると商品券とか、そういう制度があるとも聞いております。こちらにつきましては、うちはどういうやり方がいいのかというのがありますので、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、高齢者の保健福祉計画ということで、今、同僚議員からの意見もあったのですが、まず、今の福祉施設、また介護施設等なのですが、福祉の学校に行っても資格も取らない、そういう生徒さんが多いという現状です。何せ福祉の現場は今、3Kと言われていまして、きつい、汚い、臭いで、なり手がいない現状です。陸別町の福祉施設でも、やっぱり職員数の減によりまして、ベッド数が満床にならないという現状でございます。

そこで、幾ら募集をかけても来てくれないという状況が続いている中で、地元の小学生、中学生、また高校生に、いろいろな場で、職業体験等を通じて、そういう場でいろいろな、そういう教育をしていただくとか、業者とそういう福祉施設の会社と連携をとって、例えば高校、大学に行くのだったら一部授業料の免除をしてやって、そこで、お礼奉公という言い方は失礼ですが、そういう形でやはり、人材を育てていくとか、そう

いう方向性で、何らかの形で陸別町は陸別町で守るというぐらいの気持ちでやっていただきたいのと同時に、お元気な方が、まだ介護を受けていない方が782名おられるのです。私は、ぜひとも782名ではなくて1,000名程度ぐらいの、どんどん元気な方で、まだ介護を必要としないという方向性で何かを、お年寄りが持つ役割とか、お年寄りの持つ知恵ですとか、そういうものをいろいろ探って、まだまだ元気な町だと、介護に頼らないのだというまちづくりを目指したほうがいいと思うのです。そういう形で、何らかのやはり、お年寄りの持つ力、パワー、いろいろあると思うのです。

うちのおふくろも今は89歳ですか、あっち痛いこっち痛いと言って、漬物を一生懸命つくっているのですけれども、うちのおふくろに、もう漬物は漬けなくていい、野菜を買って食べろと言ったら、恐らく介護の必要なおふくろになるのではないかなと思うのです。だからぜひとも、何か今のお年寄りの持っている力をフル活用していただいて、陸別町のまちづくりに何が必要なのだというぐらいに、引っ張り出して、引っ張り出して、引っ張り出すぐらいの気持ちで、こういう形の計画に進めていただきたいと、要望です。お願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 町民の声も、結構、働ける方もいるということなので、これは担当課含めて考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

それと、人材確保の関係での助成の関係、たしかこれは勝毎に、音更と幕別と本別がそういう助成をしていく、養成をしていくというようなことが記事に出ていましたので、これも近々の課題だというふうに思っておりますので、できるできないを含めて、これは考えていきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号第6期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 議案第11号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第11号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第11号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設及び介護保険法施行令等の一部改正並びに第6期陸別町介護保険事業計画の策定によります保険料の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第11号の説明をいたします。

議案説明書は、ナンバー16-1、2、3をごらんいただきます。資料につきましては、16-1と2には新旧対照表でございます。めくっていただいて、16-3に各段階保険料の対象者と保険料の月額も記載したものを付けてございますので、御参照を願います。

この改正の内容ですけれども、この一部改正は、提案理由にあるとおり、関係法律等の一部改正に伴う、いわゆる保険料段階が現行の標準6段階制から標準9段階制へ改正されること、それから、今回の介護保険事業計画での介護保険料の見直しに伴う各段階保険料の改正及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置を規定する内容となっております。

議案に参ります。

議案第11号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例。

陸別町介護保険条例（平成12年陸別町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条、保険料率です。

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1号、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者、2万9,400円。

2号、令第38条第1項第2号に掲げる者、4万4,100円。

3号、令第38条第1項第3号に掲げる者、4万4,100円。

4号、令第38条第1項第4号に掲げる者、5万2,920円。

5号、令第38条第1項第5号に掲げる者、5万8,800円。

6号、令第38条第1項第6号に掲げる者、7万560円。

7号、令第38条第1項第7号に掲げる者、7万6,440円。

8号、令第38条第1項第8号に掲げる者、8万8,200円。

9号、令第38条第1項第9号に掲げる者、9万9,960円。

第4条第3項中「ロ及びハ」を「ロ若しくはニ」に、「第3号ロ又は第4号ロ」を「第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第4号」を「令第38条第1項第1号から第8号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第7条、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から規則で定める日までの間には行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

2項です。法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から規則で定める日までの間には行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

めくりまして、3項、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から規則で定める日までの間には行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

4項です。法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から規則で定める日までの間には行わず、当該規則で定める日の翌日から行うものとする。

附則が定められております。

附則の1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2項、改正後の陸別町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものであります。

以上であります。資料の16-3のページを見ていただきます。

第6期(平成27年～29年度)の介護保険料(案)ということではありますが、第1段階から第9段階までの対象者の説明と負担割合、保険料年額、月額というのが載っております。参考までに申し上げますと、第1段階が、今は2万9,400円という記載になってございますが、現行では1万9,800円という数字になります。以降、縦に続けて読んでいきますので、今、1万9,800円の下、第2段階が2万9,700円、第3段階も同じく2万9,700円、第4段階が3万2,800円、第5段階3万9,600円、第6段階が4万9,500円、第7段階4万9,500円、第8段階と第9段階が5万9,400円となります。

参考までに、月額の保険料のほうも申し上げます。

第1段階から1,650円、第2段階2,475円、第3段階も同じく2,475円です。第4段階2,733円、第5段階が3,300円、ここが基準になります。前回の4段階の方々です。それから第6段階、第7段階が4,125円、第8段階、第9段階が4,950円ということになってございます。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) これから、質疑を行います。

6番村松議員。

○6番(村松正敏君) 御質問させていただきます。

介護保険料が変わるということで、新聞等でも大きく出ております。管内の状況を見ましても、陸別町は、増加額としては管内トップの1,600円、3,300円が4,900円になるというふうになった。なぜこのような大幅な値上げになったのかの理由というのをお聞かせ願いたい。

それから、今までは6段階であったのですけれども9段階に変更になってきております。その辺について、まずお伺いたします。

○議長(宮川 寛君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) 1,600円の増ということで、大幅な増になってございますが、この理由につきましては、介護保険事業計画の際に説明したとおり、利用料、いわゆる給付費が伸びていくという見込みになります。計画の際にもお話ししましたけれども、保険料を納めていただく方の数自体は減っていくというところがまず一つ大きなものとしてあると思います。それ以外にも細かい理由はあるのかもしれませんが、大きな理由としては、やはり施設入所がふえてきていることと、在宅サービスの充実を図るという計画になっている以上、給付費が伸びれば保険料が伸びるということであり

ます。

大幅な理由としてはそれですけれども、26年までの、今期までの準備基金が、いわゆる計画がある程度妥当だったのかということで、準備基金の積み残しが逆にできないので、準備基金の額が少ないということで、そこに投入できる金額がないということも要因としてはあるのかなと思っておりますが、準備基金というのはあくまでも、ゼロになるのが本来

の形というがあるので、あったものを今まで使ってきていますけれども、今回については、5期計画が一定程度精度が高かったというふうには考えられるのですけれども、残念ながらそのおかげで準備基金がないという部分で、保険料の高騰の一因にもなっているかなと思います。

それと、9段階制につきましては、いわゆる低所得者対策ということと、言っては何なのですが、少しお金のある方からは少し多目にいただきましょうという段階で国のほうで定めて、標準段階ですので、こちらについては従わなければならないというものであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） そうすると、6段階から9段階になったのは、陸別町が決めたわけではなくて、国の制度でそういうふうにしなさいということになったのですね。施設利用者が多くなったとか、準備基金として積み立ててあったものを取り崩していかなければならなくなって、こういうふうに数字が変わってきたと。昨年度で言えば、介護保険料というのは5,121万1,000円ぐらいというふうに出ておりますよね。今回……違ったかな、3,304万6,000円、今年度が5,121万1,000円かな。そうすると、介護保険料がアップすることによって、1,800万円ぐらいふえたというようなことになるのです。

先ほどの例で、1から9段階で介護保険料のパーセンテージが出ておりましたよね。陸別の年金生活者がどういう状況にいるかということになると、1段階の人が26%、2段階が12%、3段階も12%、4段階が10%、それから、基準となっている方が5段階で12%、それから、6、7段階が10%、8、9段階が4%、4%というような基準になっているのかなというふうに思います。

そうすると、1段階の人にしても9,600円年間上がっていくというような状況になりますし、基準となる人については大体1万9,200円ぐらいの負担増というふうにして、年金生活者というのは収入が減っても上がることのない人たちばかりなのです。そうすると、こういう人たちがつつましく生活をしているわけなのですけれども、1,800万円という大きな数字になってくれば、個々の負担というのは非常に大きくなるという結果になると思うのです。その辺についての私の考えが合っているかどうかお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、議員御指摘のとおり、それぞれの、もちろん負担感が高まるだろうということと、負担増は間違いないところであります。年金生活者については、議員が御心配されているとおり、国のほうも全く考えていないわけではありませんが、実は27年度の補正で減免等を考えているようであります。それにつきましては、第1段階からの方をまず27年度中に減免をし、以降、第2段階の方、それで、最終年度で第3段階の方に対しての、わずかですけれども減免を考えているということであ

りまして、考えている段階だということで、まだ正式な発表はないのですが、そういうことで情報はいただいているところです。

議員が御指摘のとおり、負担は多くなるなどということでもありますから、先ほど計画でも申し上げましたけれども、保険料負担増に納得していただけるようなサービスの展開をしていかなければならないということを考えております。

ただ、施設サービスで、例えばサービスを充実させるとかということになると、また介護保険料が上がるというジレンマに陥りますので、先ほども申し上げましたけれども、まず健康の保持、増進と介護予防、重症化の防止ということを重点に施策を展開していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 今、答弁されたとおりでと思います。というのは、私もいろいろ人数的に調べたり、年金制度の関係で調べてみますと、先ほども言いましたように、五十四、五％の人が国民年金程度、年間にしたら77万8,000円、満度にもらっていてもその程度の人です。そうすると、陸別の場合、4段階ぐらいまでの人がその中に入っている、60％ぐらいです。そういう状況の中で、負担感というのは非常に高齢者はお持ちになりますので、その辺についてきちっと、例えば国のそういう軽減措置が図られるのであれば、そのことがわかり次第、やはりその辺を言ってあげなければ、何で陸別だけがこんな高齢者が負担しなければならないのだと。

例えば、陸別町は子育て支援で給食もただにする。だって、子供の数字で言ったら160人足らず。ところが、高齢者の、この対応になる人は960人というような人たちが大きく影響を受けるわけですから、その辺について、やっぱり十分住民に理解されるような形にさせていただかなければ、陸別に住み続けられないというような状況になりつつあると思いますので、その辺について。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員が心配するのはごもっともだと思うのですが、第5期のときは保険料を据え置いてきたのです。まずそのことも、ある程度踏まえていただきたいと思います。したがって、高くなるというのは、給付がふえている分、それと人口減少もありますし、ただ、一番大事なことは、先ほど次長が言ったように、保険料に見合うサービスをどうするかということが一番のポイントだと思うのです。

介護保険は、やっぱり町独自では決められない制度ですから、国が決めた以上は国の基準にある程度従っていかなければならないということがありますので、そこら辺も踏まえて、協議会でも説明させていただきましたけれども、そういったことの経過もあるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 答弁が残っています。いいですか。答弁漏れがあります。どう



ぞ。

村松議員、もう一度お願いします。

村松議員。

○6番（村松正敏君） 先ほどの答弁の中で、していない部分があるのではないかなということですね。

やはり、そういう陸別町の基準の人というのは、国民年金の部分があつて、そういう部分での負担感とか、その辺についてどうなのですかということですよ。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 負担感の増ということと、年金の方々への国の減免制度だとかの、出てきた場合の周知ですとか、そこにつきましては、早目の段階でうちのほうで手当てをして、減免が決まればやっていかなければならないというのがありますから、皆さんにできるだけ早目に安心を与えていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第12号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第12号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第12号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例

についてでございますが、行政手続法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第12号について説明をさせていただきます。

本件につきましては、提案の理由にありますように、行政手続法の一部を改正する法律ですが、平成26年6月13日に公布されました行政不服審査法関連三法の一つとして、行政不服審査法の全面改正の一環で公布されたものであります。

行政手続法の主な改正内容につきましては、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思ったときに、その行政指導の中止等を求め、また法律違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める申し出制度を創設するというもので、これに基づきまして、陸別町行政手続条例についても改正しようとするものでございます。

それでは、議案説明書のナンバー17の新旧対照表をごらんください。

17-1から順に説明をいたしますけれども、下線部分が改正点または追加の条文となっておりますので、御承知ください。

まず最初に、字句の改正について説明をさせていただきます。

旧条例では、「名あて人」の「あて」というのが平仮名で表記されておりましたけれども、法令で今回漢字を使用することになりましたので、本条例も漢字を使用することといたしました。したがって、本則中の全ての「名宛人」の字句について改正をしております。

また、資料17-2の上から7行目にあります「かかわる」という字句につきましても、同様の理由で漢字に改正をしておりますので、御承知いただきたいと思っております。

それでは、資料の17-1にお戻りいただきまして、上段にあります目次の第4章、行政指導の括弧書きになります。

こちらは、第34条の2に行政指導の中止等の求めに関する規定を新たに追加したための改正となっております。また同様に、第4章の2についても第34条の3として、処分等の求めに関する規定を新たに追加したことによりまして、追加されたものでございます。内容については、後ほど説明をさせていただきます。

また、一番下の行になりますけれども、第3条にあります「第4章」も、ただいま説明しました規定の追加によりまして、「第4章の2」と改正するものでございます。

次に、資料の17-4の中段をごらんください。

第33条をごらんください。

こちらでは、行政指導の方式について規定しておりますけれども、改正後の行政手続法第35条の第2項により、「行政指導に携わる者は、当該行政指導する際に、行政機関が

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、「当該権限を行使し得る根拠を示さなければならない」、このようにされたことから、記載のとおり必要な規定を追加するというものでございます。

これによりまして、旧条例の第33条第2項、第3項については、第3項、第4項に順次繰り下げ、第2項が第3項となることから、第2項中の「前項」を「前2項」に改めます。

続きまして、資料ナンバー17-5です。

第34条の2をごらんください。

ここでは、行政指導の中止等の求めについてを新たに規定するものでございます。改正後の行政手続法第36条の2により、「法令に違反する行為の是正を求める、その根拠となる規定が法律に置かれている行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し立て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる」とされたことから、記載のとおり、第1項から第3項について必要な事項を規定するというものでございます。

続きまして、中段の第4章の2以下をごらんください。

ここでは、処分等の求めについてを新たに規定するものです。

改正後の行政手続法第3条第1項及び第36条の3により、「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又はその根拠となる規定が法律に置かれている行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導する権限を有する行政長又は行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導することを求めることができる」とされたことから、記載のとおり第34条の3第1項から第3項について、必要な事項を規定したものでございます。

それでは、議案第12号をごらんください。

内容につきましては、ただいま議案説明書により説明したとおりであります。したがって、条文の朗読は省略させていただきます。7ページ中段をごらんください。

条例の附則としまして、（施行期日）。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（町税条例の一部改正）

2、町税条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改めるというものでございます。

町税条例の第10条の2第2項は、陸別町行政手続条例の適用除外の規定となっております。第33条第2項を第3項に今回繰り下げたことにより、こちらも改正するという内容でございます。

雑駁ではありますが、以上で議案第12号の説明とさせていただきます。以降、御質

問によりお答えいたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第13号陸別町就学指導委員会条例の一部を改正する  
条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第13号陸別町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第13号陸別町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、学校教育法施行令の一部改正に伴いまして、早期からの教育相談・支援及び就学先決定における就学支援のみならず、就学後における一貫した教育支援においても調査及び審議ができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第13号について、私のほうから説明をさせていただきます。

本件につきましては、学校教育法施行令の一部改正に伴いまして、平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長の「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した

支援について」において、就学指導委員会については、早期からの教育相談・支援及び就学決定時における就学指導のみならず、その後の一貫した教育支援においても助言を行うという観点から、機能の充実を図るとともに、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるという通知を踏まえまして、改正しようとするものであります。

また、北海道においても、委員会の名称等につきましては、「就学指導」を「教育支援」に改め、関係する規則を改正しております。

それでは、議案説明書のナンバー 18 の新旧対照表をごらんください。

下線部分が改正点となります。

まず、題名ですが、「陸別町就学指導委員会条例」から「陸別町教育支援委員会条例」に改めます。

次に、第 1 条中「就学指導」を「教育支援」に改め、第 2 条中「就学指導」を「就学支援その他必要な事項」に改めるというものです。

それでは、議案第 13 号をごらんください。

内容につきましては、ただいま説明書により説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略させていただきます、8 ページの中段、附則からをごらんください。

附則。

(施行期日)

1、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2、この条例の施行の際現に改正前の陸別町就学指導委員会条例第 3 条の規定により委嘱を受けている者は、施行日の改正後の陸別町教育支援委員会条例第 3 条の規定により委嘱を受けたものとみなすというものです。

なお、本件につきましては、平成 27 年 2 月 10 日の当町の教育委員会議において議決され、町議会への提案についての依頼に基づくものであることを申し添えます。

雑駁ではありますが、以上で議案第 13 号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 13 号陸別町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第7 議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の  
一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

---

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、副町長並びに総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、私のほうから前段に、概要について説明をさせていただきます。

資料ナンバー19をお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー19は、議案第14号から17号までの議案の説明資料となります。

この表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要ということでもあります。

趣旨については、ここに記載のとおりであります、概要を申し上げます。

1として、教育行政の責任の明確化。

1点目が、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置くということでもあります。

今の制度でいきますと、教育長は、地方公務員法上は一般職となっております。今後は、議会において教育長の専任の議決をいただくということに変わります。特別職という

ことになります。ただし、身分は特別職なのですけれども、勤務関係、勤務時間ですとか、休暇関係ですとか、そういったものについては従来どおり一般職同様の手続になります。したがって、議案第16号での勤務時間と休暇に関する条例、それから、この法の改正の中では、新教育長は、勤務時間中は職務に専念する義務が規定されておりますので、その職務に専念する義務に関する条例が議案第17号になると、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育長の任期は、3年とする。現在は4年であります。

教育委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すると。

これが概要となります。

2番目に、総合教育会議の設置、大綱の策定でありまして、首長は、総合教育会議を設ける。会議は首長が召集し、首長、教育委員会により構成されると。それで、この構成は、町長と教育委員ということになります。

事務局でありますけれども、原則的には町長部局で事務局を担うわけですが、一方では自治法上の規定、つまり180条の2の規定に基づきまして、教育委員会事務局に委任するか、または補助執行できる規定の適用がございます。したがって、現在も協議中でありましてけれども、事務局は教育委員会の方向で今協議をしているところであります。

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないということになっております。

3の国の地方公共団体への関与の見直し、それから4のその他でありますけれども、これは、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成して、公表するように努めなければならないという努力義務規定であります。

それから、「現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する」ということで、今回提案しております各条例については、経過措置を設けてございます。したがって、施行日は、法律上は、ことしの4月1日となっておりますけれども、今の教育長の任期というのは平成28年11月18日まででございまして、それまでの間は教育委員長を含めて現行どおりの制度で事務を執行するということになります。

以上、概要の説明とさせていただきます。

以後、条例内容につきましては、総務課長のほうから説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第14号について私のほうから説明をさせていただきます。

ただいま副町長が説明しました内容と重複する点もありますが、あわせて説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布されまして、平成27年4月1日から施行されることとなります。この法律によりまして、先ほど説明がありましたように従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されまして、教育委員長制度が廃止されることとなりますので、これに関連する当町の7本の関係条例について改正を行おうとするものでございます。

それでは、議案説明書のナンバー20-1から3に新旧対照表がついてございますので、こちらをごらんください。

下線を引いてある部分が改正点となります。

まず、「陸別町教育委員会の委員の定数を定める条例」についてですが、題名を「陸別町教育委員会の組織に関する条例」とし、本則中「陸別町教育委員会の委員の定数は、4人とする。」と。これを「陸別町教育委員会は、教育長及び3人の委員をもって組織する。」というふうに改めます。

次に、特別職の職員の給与に関する条例についてですが、第1条中「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改め、第3条第3号として「教育長、月額51万円」を加えます。これについては、現行の金額となっております。

続きまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、第3条第4項中（教育長の職にある職員を含む。）、これを削り、別表第1中、教育委員会の欄の委員長と委員、その中の区分の「委員長、同上、4万6,800円」、これを削除しまして、「委員」のみの区分に改めます。

続きまして、陸別町特別職報酬等審議会条例についてですが、第2条中「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改めます。

続きまして、職員の旅費支給条例についてですが、こちらは第2条中「町職員及び町長、副町長」を「町職員並びに町長、副町長及び教育長」に改めます。

次に、陸別町議会委員会条例についてですが、第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。

最後に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については、廃止をするというものでございます。

それでは、議案第14号をごらんください。

議案におきましては、第1条で陸別町教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正、第2条で特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第3条で特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条で陸別町特別職報酬等審議



会条例の一部改正、第5条で職員の旅費支給条例の一部改正、第6条で陸別町議会委員会条例の一部改正、第7条で教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止、これについてを規定しておりますけれども、内容につきましては、ただいま新旧対照表により説明をしたとおりでありますので、条文につきましては朗読を省略させていただきます、10ページの附則のところをごらんいただきたいと思います。

附則。

(施行期日)

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例による改正後の規定は適用しないというものであります。

なお、この関係条例の改正に係りましては、平成27年2月27日の当町教育委員会会議におきまして協議をされまして、異議なしということで回答を得ていることを申し添えたいと思います。

雑駁ではありますが、以上で議案第14号の説明とさせていただきます、以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(宮川 寛君) これから、質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第15号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第 8 議案第 15 号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 15 号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長の身分の変更が図られたこと及び町政の効率的推進のため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたします。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第 15 号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

議案説明書のナンバー 21 の新旧対照表をごらんください。

下線部分が改正点となっております。

まず、第 1 条の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、第 1 条中「特別職の職員、教育長」を「特別職の職員」に改めます。

第 2 条につきましては、町政の効率的推進のための変更でありまして、第 2 条第 3 号中「9 人」を「11 人」に改め、「同条第 6 号」を削るというものでございます。

それでは、議案第 15 号をごらんください。

内容につきましては、ただいま新旧対照表により説明したところでございます。条文の朗読については省略をさせていただきます。11 ページの附則のところをごらんいただきたいと思っております。

附則。

（施行期日）

1、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、改正後の第 1 条の規定は適用しないというものであります。

なお、本件については、平成 27 年 2 月 27 日の当町教育委員会議において協議をされまして、異議なしの回答を得ていることを申し添えたいと思っております。

雑駁ではありますが、以上で議案第 15 号の説明とさせていただきます。以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 9 議案第16号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例

◎日程第10 議案第17号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

---

○議長(宮川 寛君) 日程第9 議案第16号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び日程第10 議案第17号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第16号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例についてでございます。続きまして、議案第17号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。議案16と17号、一括提案をさせていただきます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたします。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、私のほうから議案第16号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び議案第17号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを一括して説明させていただきます。

内容につきましては、議案説明資料ナンバー22-1、それから2をごらんいただきました

いと思います。

ナンバー 22-1 からになります。

まず、条例を新しく制定する理由についてですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項により、新教育長の勤務時間中における職務専念義務が課されました。このため、法律に直接の根拠はありませんが、具体的に職務に専念すべき時間を明確にするため、勤務時間を定める条例を制定するものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項につきましては、下記の括弧書きの下に記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、他の特別職が勤務時間を定めていないこととの整合性についてであります。

特別職といっても、一律ではなく、特別職一般に適用される法律は存在しておりません。このため、特別職のあり方につきましては、それぞれ各個別法により規定されるものと解されています。

地方公務員法上、就任に当たり議会同意を要する職であれば特別職と位置づけられているため、新教育長は特別職となりますが、新教育長の勤務形態につきましては、さきに副町長が説明しましたように、現行から変更することを想定するものではありません。そのため、新教育長につきましては、現行どおり常勤とされまして、職務専念義務が課されております。具体的な勤務時間を特定することが必要であると考えられます。

次に、特別職となる新教育長の休暇についてであります。

現行の教育長につきましては、一般職であり、その給与、勤務時間、その他の勤務条件につきましては、教育公務員特例法第 16 条によりまして、条例で定めるとされております。このために、現行の教育長につきましては、条例により年次有給休暇、病気休暇、夏季休暇などが付与されております。

新教育長につきましては、常勤とされ、職務専念義務が課されていることに鑑みまして、年次有給休暇等を付与することとするのであれば、休暇を付与する日数等の勤務条件について何らかの定めをしておく必要があります。

ある職にどのような休暇を付与することとするかにつきましては、各地方公共団体の判断に委ねられておりまして、新教育長は、地方公務員法上、就任に当たり、議会同意を要するために特別職となるものの、新教育長の勤務形態について現行から変更することを想定しているものではないため、新教育長に付与する休暇の項目については現行どおりとすることが考えられます。

なお、改正後の地方教育行政法第 11 条第 5 項においては、職務専念義務が課され、その免除は法律又は条例に特別の定めがある場合とされており、休暇等については条例に規定されることにより、職務専念義務が免除されるものでありますので、休暇等の根拠規定につきましては、条例に規定する必要があるというものでございます。

次に、職務専念義務の特例についてですが、旧教育長は、一般職として位置づけられて

いたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課されておりましたが、特別職となったことで同条の適用から外れることとなります。

これに対しまして、新たな教育長についても、勤務時間及び職責遂行のための職務への従事についてを規定する職務専念義務が新法第11条第5項として追加されましたので、地方公務員法第35条に規定する一般職と同様、条例により職務専念義務の特例についてを定めることができるとされました。

このようなことから、議案第16号及び議案第17号の条例について、新たに制定するものであります。

それでは、議案集の12ページをごらんください。

教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例。

(目的)

第1条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間その他勤務条件に関し、規定することを目的とする。

(勤務時間及びその他の勤務条件)

第2条、教育長の勤務時間及びその他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか一般職員の例による。

附則。

(施行期日)

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例は適用しないというものです。

続きまして、13ページ。

議案第17号。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

(目的)

第1条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条、教育長は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ陸別町教育委員会またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

第1号としまして、研修を受ける場合。

第2号としまして、厚生に関する計画の実施に参加する場合。

第3号としまして、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合。

附則としまして、（施行期日）

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例は適用しないというものでございます。

なお、この2件の条例につきましても、平成27年2月27日の当町教育委員会議において協議をされまして、異議なしの回答を得ていることを申し添えたいと思います。

以上、雑駁ではありますが、議案第16号及び議案第17号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第16号及び議案第17号の質疑を一括して行います。

なお、討論、採決は別々に行うことにしておりますので、御了承願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、議案第16号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 11 議案第 18 号陸別町地域包括支援センターの人員及び  
運営に関する基準を定める条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第 11 議案第 18 号陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第 18 号陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたします。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議案第 18 号陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

資料につきましては、説明書資料ナンバー 24 番をごらんください。

まず、この条例制定の背景ですけれども、ただいま提案の理由にありまして、いわゆる第 3 次一括法で一部改正されました介護保険法に基づきまして、現在我が国が厚生労働省令で定めている地域包括支援センターの運営基準を市町村が条例で定めるということであります。

これらの条例制定に当たっては、省令で定められていた基準を従うべき基準、あるいは参酌すべき基準ということに区分をして、従うべき基準というのは省令と異なる基準を設けてはならない、参酌すべき基準は市町村の事情に応じて異なる内容を定めることができるというものであります。町としまして、整備する条例の考え方では、従うべき基準と参酌すべき基準というのが混在しておりますが、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がございませんので、国の基準どおりの制定としたいというふうに考えてございます。

資料の 24 番で簡単に説明をさせていただきます。

表の左側は、条文の番号が載っております。真ん中に主な内容がありまして、基準と括弧内が、うちはどうするのかということを書いてございます。先ほど申し上げたとおり、国の基準を全て使いますということです。

第1条は、趣旨です。

この条例は、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとするということで、これについては特に基準はございませんで、このままの制定です。

第2条、基本方針。

地域包括支援センターは、各被保険者の心身の状況・環境等に応じて介護給付等サービスその他必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。また、陸別町地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないということであります。国基準どおりと。

第3条は、職員等に係る基準でありまして、第1号被保険者数の規模に応じて置かなければならない基準が設けられておりますが、基本としては、1から3までであるとおおり、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者が、それぞれ1名ということになってございます。

それで、枠内におおむね1,000人未満、おおむね1,000人以上2,000人未満、2,000人以上3,000人未満ということがございますが、陸別町の場合は一番上に該当するわけがございますけれども、1から3のうちから1人または2人ということで、基準がなされてございます。陸別町の基準も国の基準どおりということで、定めようというものであります。

議案に戻っていただきまして、条文の朗読は、今の説明のとおりの内容となっておりますので省略させていただきます。15ページの附則。

この条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上であります。

以後、御質問等によりお答えしてまいりますので、御審議のほうよろしく願います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。



この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第12 議案第19号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例**

---

○議長(宮川 寛君) 日程第12 議案第19号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第19号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) 議案第19号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に係る基準であります。こちらにつきましても、条例の背景は、先ほどと同じ第3次一括法であります。国が定めていた基準を市町村で定めなさいというもので、従うべき基準、参酌すべき基準につきましては同様であります。うちの基準、制定の考え方も国の基準どおりということで考えてございます。

資料のほうは、資料ナンバー23-1と2で説明をいたします。

先ほどと同じように、資料の構成は、左側が条文の番号、主な内容、基準とうちの条例の考え方ということでございます。非常に長いので、簡単に説明するという事で御了解いただければと思っております。

第1章の総則から。

第1条、趣旨が規定されておりますが、この条例は、指定介護予防支援に係る基準について定めるものとするということです。

第2条は基本方針で、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないということで、国の基準どおりということです。

第2章、人員に関する基準。

申しわけございません、今回、この資料の中で3点ほど字句の訂正がありますので、その場所に行ったところでお願いすることになりますが、よろしくお願ひします。

早速であります、第3条の後ろに「(人員に関する)」という文言が載っておりますが、これは全くの間違いでございます。「(従業者の員数)」でございます。第3条の横に書いてある括弧書きでございます。申しわけございませんが、訂正のほうをよろしくお願ひします。

内容は、指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないというものであります。

第4条は、管理者の指定をしているものでございます。

第3章、運営に関する基準になりますが、第5条、内容及び手続の説明並びに同意でございますが、こちらにつきましては、1項から7項立てで項目を立てております。こちらについても、国の基準どおりに指定をしています。

第6条、提供拒否の禁止ということで、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではないというものであります。

第7条は、サービス提供困難時の対応ということで、利用申込者に対し、みずから適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないという規定でございます。

第8条は、受給資格等の確認ということで、利用申込者から指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする等の規定を設けております。

第9条、要支援認定の申請に係る援助ということで、申請について、利用申込者の意思を踏まえて、必要な協力を行わなければならないという規定です。

第10条は、身分を証する書類の携行ということであり、

第11条は、利用料等の受領についての記載でございます。

指定介護予防支援を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と介護予防サービス計画費の額に不合理な差額が生じないようにしなければならないという規定です。

第12条です。保険給付の請求のための証明書の交付というものであります、提供した指定介護予防支援について、前条の利用料の支払いを受けた場合には、当該利用料の額

等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならないという規定です。

第13条、指定介護予防支援の業務の委託。指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないということで、4号立てで規定をしているところでございます。業務内容に準じて配慮をするということも含まれております。

第14条、法定代理受領サービスに係る報告というところではありますが、ここで文字が1文字間違っているところがありますので、主な内容のところの3行目の一番頭の文字、「理」という字が入っていますが、これは受領になりますので、受領の「領」に書きかえていただければと思います。よろしくをお願いします。

指定介護予防支援事業者は、毎月、町に対し、介護予防サービス計画において位置づけられている指定介護予防サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないという規定でございます。

22ページの後段になりますが、第15条では、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付ということで、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対して直近の計画等実施状況に係る書類を交付しなければならないという規定でございます。

資料をめくっていただきまして、23-2に参ります。

第16条の利用者に関する町への通知でございます。

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を通知しなければならないということで、1号、2号で正当な理由なしに介護給付等サービス云々ということと、偽り、その他の不正行為によって保険給付の支給を受けたなどという場合について、町に対して通知をしなければならないという規定でございます。

第17条、管理者の責務。当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないという規定を設けております。

第18条では、運営規程についてでございます。

指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めるものとするということで、1号から6号までで号立てをして規定をしているところでございます。

第19条です。勤務体制の確保ということで、利用者に対し、適切な指定介護予防支援を提供できるよう指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならないということで、この中では、研修の機会の確保についても触れてございます。

24ページの第20条の設備及び備品等につきましては、事業を行うための必要な広さ

の区画を有するということと、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならないという規定です。

第21条、従業者の健康管理等。担当職員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

第22条、掲示です。指定介護予防支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要ですとか、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならないという規定でございます。

第23条は秘密の保持ということで、担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないというものです。

次ページ、議案の25ページですけれども、第24条では、広告ということで、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないと。

第25条、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等ということで、介護予防サービス計画の作成または変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して、特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置づけるべき旨の指示等を行ってはならないというものであります。

第26条、苦情処理でございますが、指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないということで、1項から7項で項目を立てて規定をしているところでございます。

26ページの最後のほうになります。第27条で事故発生時の対応ということで、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供による事故が発生した場合には速やかに町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないということ、記録についてと賠償のことについても記載をされております。

議案の27ページになりますけれども、第28条で会計の区分ということで、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならないという規定です。

第29条、記録等の整備。指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならないという規定でございます。

第4章になります。第30条、指定介護予防支援の基本取扱方針ということで、指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならないというものです。

第31条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針ということで、指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとするということで、業務の担当ですとか丁寧な説明などについて、1から26、号立てて記載をしているところでございます。

第32条は、介護予防支援の提供に当たっての留意点ということでございますが、介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の各号に掲げる事項に留意しなければならないという規定を設けてございます。

第5章、基準該当介護予防支援に関する基準というところで、ここでまた字句の訂正が、最後のお願いですが、第33条の後ろにたくさん書いてありますが、これを全て消していただきまして、「準用」という言葉を入れていただきたいと思っております。第33条は、準用の規定でございます。

内容は、第2条から第2章までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用するという規定でございます。

議案集にお戻りいただきまして、16ページから34ページの第33条までは、今、資料で説明したとおりですので、条文の朗読は省略させていただきます。

最後のページ、35ページの附則のところをごらんください。

この条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

条例の説明は以上であります。以後、御質問等によりお答えしてまいりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の議決

---

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

---

◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時52分